

# 第18回新潟市景観審議会

日 時 平成24年3月22日（木） 午前10時から  
会 場 新潟市役所本庁舎 本館6階 議会第1委員会室

## 次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 前回審議会における意見・提案に関する取組みの報告

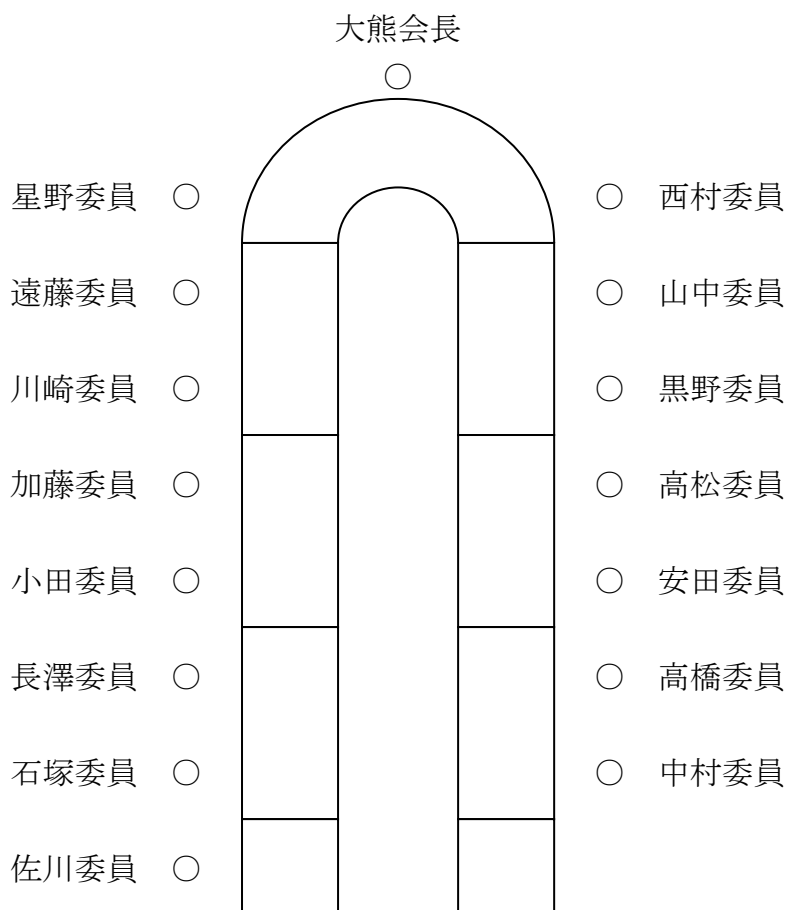
(2) 新潟市景観アドバイザーからの報告

(3) その他

4 閉 会

# 第18回新潟市景観審議会 座席表

日時 平成24年3月22日(木) 午前10時から  
会場 新潟市役所本庁舎 本館6階 議会第1委員会室



# (1) 前回審議会における意見・提案 に関する取組みの報告

1

## 意見・提言と取組み 1

意見・提言など	取組み例
全市的・広域的ではなく、地域ごとの身近な景観づくりを組み上げていく施策を。	●景観形成推進組織・なじらね協定助成制度を組み合わせる地域に提案。
屋外広告物法遵守の周知啓発を県・市・広告美術組合で連携して行うべき。	●広告主となる事業者の団体に適正化に向けた申し入れを県・市で実施。
地元主体は大切だが、市職員も景観づくりに主体的に関わっていくべき。	●表彰制度・助成制度の活用や景観学習を地域や学校に提案。
公共建築物計画時の事前協議を積極的に推進してもらいたい。	●市施工の建築物計画で事前協議の手法を試行し、再調整中。
審議会規則第5条の改正が必要ではないか。	●改正を実施。
広告も景観構成要素の一部であることを啓発すべき。	●屋外広告業講習会にて景観・デザインの講習を実施。

2

## 意見・提言と取組み 2

意見・提言など	取組み例
地元の活動を支援するため、コミュニティ協議会などへの広報・働きかけを。	●コミュニティ支援課と連携して自治会・協議会向け周知を実施。
景観重要建造物・樹木は、景観面での大切さを周知する目的で指定を。	▲指定未実施。まず市民向けの啓発を先行して取り組む。
高いところから見た景観を調査・評価し、今後の方向性を考えておくべき。	▲未実施
景観賞は建築物単体の評価ではなく、周囲との見え方など審査基準の考慮を。	▲景観賞を未実施。景観賞に替わる市民向け啓発事業を検討。
景観アドバイザー会議を景観審議会が支えてもらいたい。	□本日の報告
景観に調和する屋外広告物へと誘導すべき。	□次回以降の報告

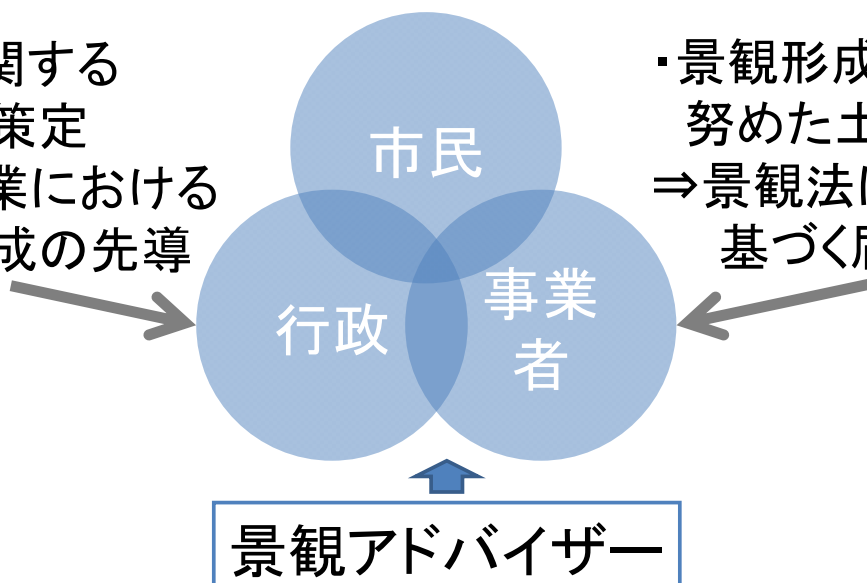
## (2) 景観アドバイザーからの報告

### 1 景観アドバイザーとは

良好な景観形成のために

- ・景観に関する  
施策の策定
- ・公共事業における  
景観形成の先導

- ・景観形成に  
努めた土地の利用  
⇒景観法に  
基づく届出制度



専門的な立場・第3者の視点で景観面のアドバイス

# 1 景観アドバイザーとは

## 役割

専門的な立場・第三者の視点で景観面のアドバイス

- ①公共施設に対するアドバイス
- ②民間施設に対するアドバイス
  - ・景観法に基づく届出
  - ・屋外広告物条例に基づく景観事前協議等
- ③景観の啓発
- ④景観行政に対するアドバイス

3

# 1 景観アドバイザーとは

## メンバー

分野	氏名	肩書き
景観審議会	西村 伸也	新潟大学工学部教授
建築の意匠	杉崎 善次	伝統文化と環境福祉の専門 学校教務課長
色彩・デザイン	橋本 学	新潟大学教育学部准教授
造園緑地計画	野俣 剛直	(社)新潟市造園建設業協会 理事
広告物	畠中 英勇	元新潟県広告美術業協同組 合

4

# 1 景観アドバイザーとは

## 活動実績(H23.4～H24.2末)

### ①景観アドバイザー相談(隔週で開催)

種類	件数
景観計画区域内における行為の届出	156
景観計画区域内における行為の通知	29
屋外広告物条例に基づく景観事前協議	35
風致地区内行為の事前相談	9
その他相談	8
合計	237

5

# 1 景観アドバイザーとは

## 活動実績(H23.4～H24.2末)

### ②景観アドバイザー会議(月1回開催)

種類	件数
公共工事の相談	7
民間工事の相談	2
景観行政の相談	12

6

## 2 報告内容

### ① 公共事業

← 本日

### ② 民間事業

← 次回以降

- ・届出対象
- ・景観形成基準
- ・屋外広告物の景観誘導

7

## 3 景観に配慮した事業の進め方

各段階において景観へ配慮をすることが重要

基本構想

- ・建設予定地と周辺状況の把握
- ・景観についてのキーワードを見つける。

基本設計

実施設計

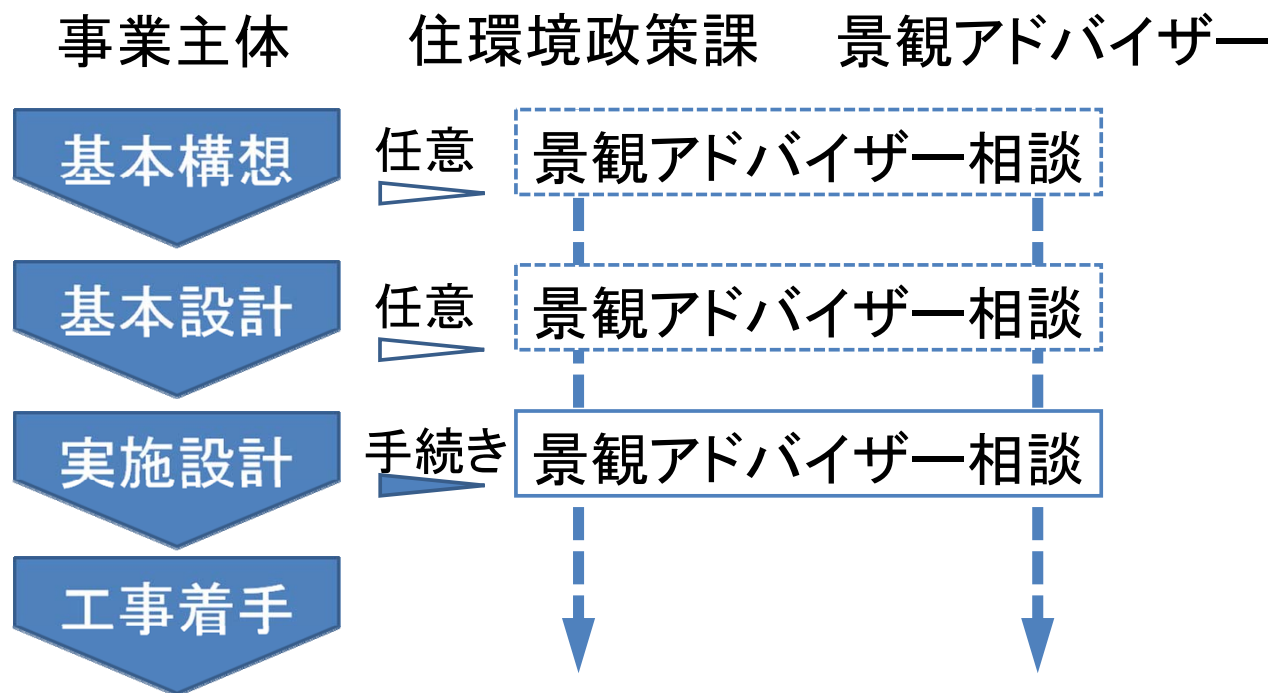
工事着手

- ・景観についてのキーワードを満たす設計
- ・景観法等の行政手続き

8



### 3 景観に配慮した事業の進め方



9

### 4 アドバイスの例

市役所本庁舎駐車場における屋外広告物

H21 民間貸付・民間営業

⇒ 駐車場営業用の屋外広告物が設置される。



風致地区（自然的景観を維持する地区）

⇒ 屋外広告物の設置が制限されている。

設置については、風致と調和させる必要がある。

景観アドバイザーによるアドバイス

10

## 4 アドバイスの例

### 当初計画



### 現状



### アドバイス

- ・黄色い屋外広告物は風致と調和しない。
- ・駐車場であることは周知されているので設置の必要はない。

11

## 4 アドバイスの例

### 課題

- ・担当課は風致地区であることを伝え事業者を募集した。
- ・風致地区の基準は「風致と著しく調和しないものでないこと。」とあるのみなので、事業者は企業カラーを使用した表示面積2㎡程度の広告物の設置は可能と考えていた。
- ・その結果、景観アドバイザーのアドバイスによる調整に時間がかかった。



事業者募集前に市として広告物の設置のあり方を具体的に検討すべきだった。

12

## 4 アドバイスの例

### 東区役所庁舎壁面広告

H23 東区役所地下に民間テナントが入居する  
⇒民間テナント用の屋外広告物が設置される。



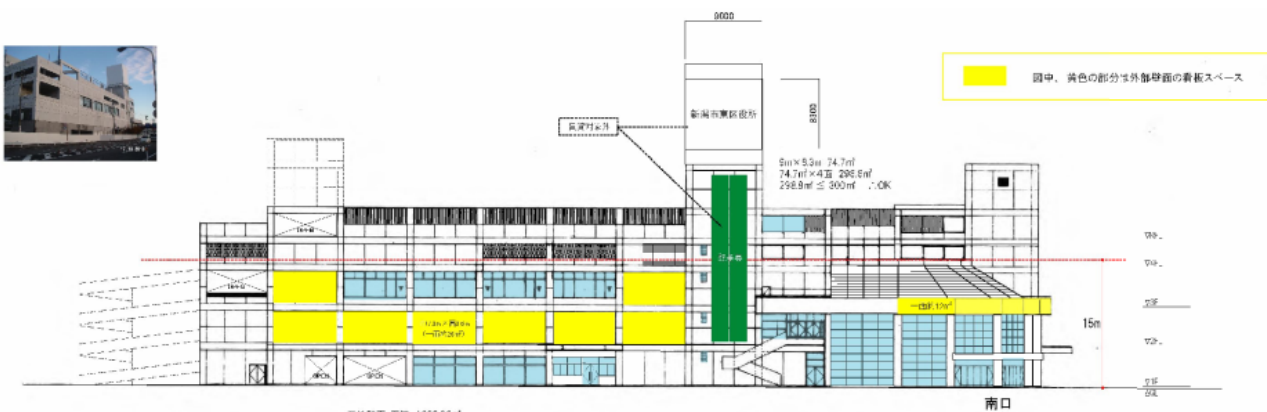
市の庁舎であり、模範となる屋外広告物の設置が望まれる。

### 景観アドバイザーによるアドバイス

13

## 4 アドバイスの例

### 当初計画



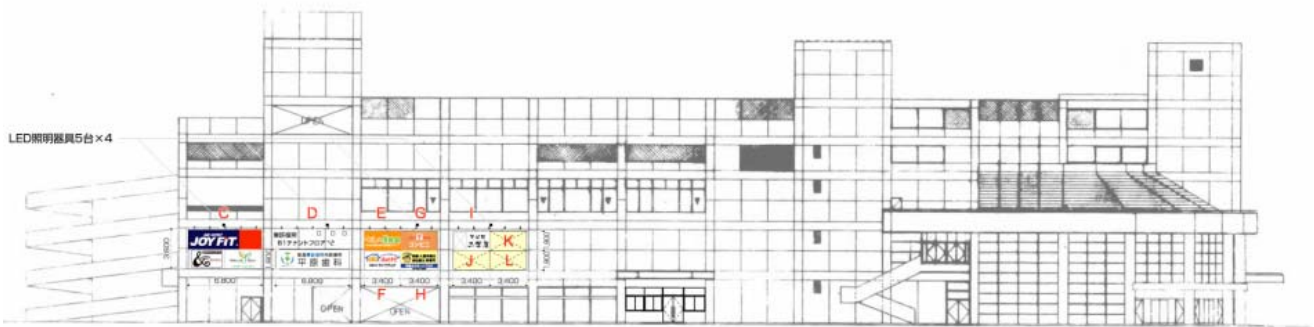
### アドバイス

- ・掲出は必要最低限としてほしい。
- ・各テナントサインの大きさを揃える、基調色を揃えるなど検討してほしい。

14

## 4 アドバイスの例

### 現状



- ・各テナントサインの大きさは揃えられた。
- ・基調色は概ね揃えられた。

15

## 5 公共事業の進め方

事業担当課

住環境政策課

景観アドバイザー

基本構想

基本設計

実施設計

工事着手

任意

景観アドバイザー相談

・形が固まる前に景観への配慮の仕方をイメージパース等で相談



16

## 5 公共事業の進め方

事業担当課

住環境政策課

景観アドバイザー

基本構想

基本設計

実施設計

工事着手

通知

景観アドバイザー相談  
・設計が終わっており、アドバイ  
スする余地がない。

より多くの事業において活用していただけるよう  
働きかける

17

## 6 市としての今後の方針

景観は数値基準だけでは誘導できない。

⇒景観アドバイザーの活用によるデザインの調整

公共事業が景観形成の先導を担うために

- ①事業担当者の景観に対する意識を高める。
- ②景観担当者が公共事業を把握
- ③計画の各段階における景観への配慮を周知と景観アドバイザーの活用を働きかける。

18

## (3) その他

### 事務局からの報告

1

### 平成23年度都市景観大賞

「都市景観の日」実行委員会主催の平成23年度都市景観大賞の「景観教育・普及啓発部門」において、新潟市立湊小学校の取組みが「優秀賞」に選定された。

#### 都市景観大賞

- 良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すもので、平成3年より実施。
- 景観教育・普及啓発部門は、景観まちづくり学習などの良好な景観に関する意識啓発や知識の普及等を行っている優れた活動を選定・顕彰するもので、平成23年度より実施。
- 主催:「都市景観の日」実行委員会 後援:国土交通省

2



# 平成23年度都市景観大賞

「都市景観の日」実行委員会主催の平成23年度都市景観大賞の「景観教育・普及啓発部門」において、新潟市立湊小学校の取組みが「優秀賞」に選定された。



豊富な地域の人材や資産を活用しながら、子どもたちが豊かな体験活動を通して地域の景観を見つめなおす教育活動、子どもたちが地域社会と一体となって創り上げる教育活動に全校体制で取り組んでいる。

3

## まちなみ整備なじらね協定促進事業

地域の歴史、伝統、文化風情等が感じられるまちなみが残っている地域や、日常的に人通りやにぎわいの見込める地域（駅周辺や商店街等）において、住宅等の所有者等が相互に協定を締結し、魅力的な景観形成につながる改修について、基本計画図の作成費用や、改修費用の一部を助成する。

補助対象費用		限度額
基本計画作成費	権利者間の意向調整と基本計画図の作成に要する費用	1地区あたり要した費用の1/2 かつ15万円以内
建築物工事費	建築物の屋根、外壁、雁木等の改修工事に要する費用（道路に面する部分に限る）	1軒あたり要した費用の1/2 かつ50万円以内
工作物工事費	門、塀、かき、柵、看板等の築造、改造等（改造に伴うブロック塀の撤去を含む）に要する費用（道路に面する部分に限る）	1軒あたり要した費用の1/2 かつ25万円以内

4

# まちなみ整備なじらね協定促進事業

新たに小須戸本町通周辺地区を認定。

認定地区	認定年度	助成実績
上古町地区(中央区)	平成20年度	基本計画作成費、建築物工事費33件
亀田本町地区(江南区)	平成21年度	建築物工事費1件、工作物工事費1件
小須戸本町通周辺地区(秋葉区)	平成23年度	



小須戸本町通周辺地区



地区内の様子

## まちなか再生本部会議

### まちなか再生本部会議とは

本市中心市街地における現下の急激な環境変化を受け、喫緊の「まちなか再生」に向けた基本方針の策定と、具体的な施策の検討をおこなう。

3月14日 最終報告書を発表

### 最終報告書

(景観・屋外広告物関連を抜粋)

### まちなか再生に向けた取組み提案

- 人々を引きつける工夫と魅力的なサービス
  - ・タウンマネジメント組織の設立と景観ルールづくり
- 湊町新潟が誇る花街文化を活かしたまちづくり
  - ・花街の保全(景観条例による地区指定やまちづくり協定など)



# まちなか再生本部会議

## 最終報告書

(景観・屋外広告物関連を抜粋)

### まちなか再生に向けた取組み提案(続き)

- 信濃川・萬代橋を活かした親水空間整備
  - ・ 萬代橋周辺地区における建築行為・景観ルールづくり
- 都心軸における良好な街並み形成と屋外広告物の誘導
  - ・ 都心軸沿線各地区の景観・広告物のルール化検討に着手
  - ・ 東大通りの景観と空間構成の検討
- 歩行者・自転車にやさしい健康的な都市環境整備
  - ・ 都市サインの再整備・改修

7

## 今後の予定など

### 取組みの方針

まちなか再生本部会議最終報告に基づく取組み

景観法に基づく届出対象や景観形成基準の見直し

屋外広告物の景観誘導

8